

議長／休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第 56 号議案の人事案件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について、審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1．第 49 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 49 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、昨年 4 月に策定されました武雄市公共施設等個別施設計画のスポーツ編において、北方西体育館を白岩体育館と集約化する方針を決定しており、昨年 8 月の豪雨災害の影響により現在利用を休止していることから、北方西体育館の体育施設としての用途を廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 49 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 49 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2. 第 48 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例及び日程第 3. 第 50 号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 48 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／皆さん、おはようございます。

本委員会に付託されました第 48 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部がマイナンバーカードの普及を目的として改正されたことに伴い、通知カードが廃止され、再交付も行われないとされたことにより、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するための条例を改正するものであると説明を受けました。

なお、委員からは、現在マイナンバーカードの手続をされている方は何名かという質疑の中で、令和 2 年 5 月末現在で 5639 枚を交付、交付率は 11.5%との報告を受けました。

本議案は慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 50 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／次に、本委員会に付託されました第 50 号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者等に対して傷病手当金を支給するに当たり、申請書の受付業務を市町で行うことになるため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであると説明を受けました。

本議案は慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 48 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 50 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4. 第 52 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）  
及び日程第 5. 第 53 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）を一括議  
題といたします。

以上の 2 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並  
びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 52 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／皆さん、おはようございます。

本委員会に付託されました、第 52 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補  
正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものは、昨年度、用地取得を予定していた農地について、年度内に農地転用の許  
可が得られなかったため今年度に購入する用地がふえたため、公有財産購入費は 1304 万円の  
増額。

また、補償補填及び賠償金は、本年度予定分の補償契約について、昨年度中に契約が大きく  
進んだことから、889 万円を減額補正するとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 53 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 53 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

1 款 1 項 1 目 16 節委託料の水処理施設設計業務委託について、予算計上の費目誤りにより、1 目管渠整備費から 3 目施設整備費へ付けかえるものと説明がありました。

この議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんね。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 53 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 第 51 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）及び日程第 7. 第 55 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 51 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 51 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとしては、2 款 1 項 4 目財産管理費の小楠倉庫解体工事費については、小楠地区にある小楠倉庫が老朽化しているため、解体するものとの説明を受けました。

2 款 1 項 8 目諸費の防犯カメラ設置工事費については、市内の事業者から寄付された防犯カメラ 33 台を交差点、公園等に設置し、安全安心なまちづくりを行うものとの説明を受けました。

10 款 6 項 2 目体育施設費の東川登小学校グラウンド屋外夜間照明設備改修工事については、学校施設を地域スポーツの場として活用するため、東川登小学校内に設置された夜間照明設備を改修するものとの説明を受けました。

歳入の主なものとしては、21 款 4 項 3 目スポーツ振興くじ助成金及び体育施設建設費地元負担金が東川登小学校屋外夜間照明設備改修工事に充てられるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 55 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 55 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとしては、2 款 1 項 5 目情報化推進費のテレワーク環境構築業務委託料及び Web 会議環境構築業務委託料については、新型コロナウイルス感染症拡大等により職員が登庁できなくなった場合でも、市役所の機能が維持できるよう、自宅からでも勤務できるよう、テレワークの環境整備及び Web 会議の環境構築を行うものとの説明を受けました。

また、同費目のシティプロモーションコンテンツ充実事業業務委託料については、新型コロナウイルス感染症によりさまざまなイベントが中止され、仕事が激減している市内のクリエイターに、市のプロモーション用の動画コンテンツなどを作成してもらい、コンテンツの充実を図るとともに武雄市の情報発信に努めるものとの説明を受けました。

2 款 2 項 1 目企画総務費の宅配タクシー運行費補助金は、75 歳以上の高齢者や障がい者が買い物やタクシー会社に依頼し、タクシー会社が買い物を代行し、依頼主に配達する経費を補助するものとの説明を受けました。

歳入の主なものとしては、18 款 1 項 2 目指定寄附金については、山崎建設様から 4 月 30 日に 1000 万円の寄附をいただき、歳出 2 款 2 項 1 目企画総務費に 500 万円、4 款 1 項 2 目予備費に 500 万円充てられるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

14 番 宮本栄八議員

宮本議員／(6)ページの、多目的テントの件ですけども、多目的テントというのは。

うちは\*\*\*と思っとるですけど。

すみません、間違えました。

議長／宮本議員に言っておきます。

ちゃんと確認をしてから言ってください。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 51 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 51 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 3 項 3 目児童福祉施設費の保育環境改善等事業補助金 833 万 5000 円は、保育所・認定こども園・認可外保育所への新型コロナウイルスの感染予防対策として、感染防止用の備品等の購入経費を補助するものであり、補助金は令和元年度から累計で 1 施設当たり 50 万円となるとのことで、財源は全額国庫補助金の対象事業であると説明を受けました。

また、10 款 5 項 2 目公民館費では、令和元年佐賀豪雨で被災した北方公民館の各種設備を復旧し、地域の学習の場、交流の場として機能を回復させ、また、防災教育・感染症予防の啓発につなげることで、地域コミュニティ活動の拠点となるよう整備し、その事業費は総額 1 億 5492 万 4000 円であるとの説明を受けました。

また、朝日公民館の老朽化に伴い、新築移転のため、用地購入及び造成工事費用として 6110 万 6000 円を計上するとの説明を受けました。

これらの歳入につきましては、北方公民館が過疎対策事業債、朝日公民館が合併特例債を活用するものであると説明を受けました。

なお、委員から 10 款 5 項 2 目の公民館費で、北方公民館の財源である過疎債以外に自治体の県からの補助金はないのかという質疑の中で私有物件の共済から出るので、工事が完了次第請求する、基本的に被害額の 2 分の 1 程度の支払いを受けるということでもございました。

本議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。



議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 55 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 55 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）の、審査の経緯と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、4 款 1 項 2 目の予防費は新型コロナウイルス感染症予防の次なる備えを行うため、マスク、ゴム手袋、消毒液等の購入費用やチラシでの感染症予防等の情報の周知を行うための印刷製本費用、また、集団健診時の使用する対面用アクリル板や順番呼び出し用機器の購入費用を計上したとのことで、財源は全て国庫補助金であるとのことであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と山崎建設からの寄付金を充当するとの説明でございました。

3 款 3 項 5 目母子福祉費は、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方、また、児童扶養手当が支給される方、又は公的年金等を受給し、児童扶養手当の支給が全額停止されている方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方へ支給するひとり親世帯臨時特別給付金に関するもので、全額が国庫補助金である、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金及び同事業費補助金の対象事業であるとの説明を受けました。

10 款 5 項 4 目図書館費では、武雄市図書館及びこども図書館にて、本の貸し出し利用者がみずから本の消毒ができるよう図書消毒機の購入費用が計上されており、財源は国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であることの説明を受けました。

本議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 51 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 51 号議案 武雄市一般会計補正予算（第 8 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、7 款 1 項 3 目観光費に 821 万 2000 円が計上されてきました。

九州新幹線西九州ルートの新幹線開業に伴い、現在建設中の新幹線駅舎に隣接する高架下に、新たに観光交流施設を設けるため、「基本設計及び実施設計」の委託料と「建築基準法に基づく手続き関係」の申請手数料が計上されてきました。

審査の結果、本議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 55 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 55 号議案 武雄市一般会計補正予算（第 9 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものは、新型コロナウイルス感染症の対策事業でありました、2500 円のプレミアムが付いた商品券を、1 万円で市民の方が一人 2 冊まで購入し、1 万 2500 円分の買い物ができるプレミアム付き商品券発行事業委託料が計上されており、経済効果は 2 億円程度を見込んでいたとの説明がありました。

そのほか、佐賀牛、野菜、お茶をセットにした 1 万円相当を市民と市内勤務者が 5000 円で購入できる農家さん応援パッケージ事業補助金や、アフターコロナ対策として、多拠点移住促進事業やサウナ機能を有するテントを購入した新たな魅力として活用していくなど、武雄市を訪れてもらうための施策がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 51 号議案及び第 55 号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 55 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 55 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 第 56 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 56 号議案 教育委員会委員の任命についてに関しまして、御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって、前教育委員の辞任に伴い、委員が 1 名空席であることを受け、4 月 24 日から 5 月 15 日にかけて、新たに教育委員会委員候補 1 名を募集いたしました。

第 1 次選考には 2 名の応募があり、6 月 5 日の第 2 次選考を経て、井手泰子氏を候補者として選考いたしました。

つきましては、この候補者を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては令和 2 年 6 月 24 日から、前任者の残任期間である令和 4 年 1 月 31 日までお願いするものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

20 番 江原議員

江原議員／前任者の辞退と申し上げられましたけれども、どなたですかね。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

前任者の教育委員につきましては、現教育長の松尾教育長になられます。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

第 56 号議案に対する討論を求めます。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

第 56 号議案 教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案、すなわち井手泰子氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 9. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査の事件については、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和2年6月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。